

平成30年7月10日

## 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：平成30年7月10日（火）  
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第1. 2委員会室

3、出席委員

1番	矢津田 勇次	2番	岡本 房雄	3番	白石 博昭
4番	竹内 辰三	5番	古庄 謙一	6番	三森 一男
7番	田上 七十三	8番	松尾 治実	9番	宇藤 元志
10番	下田 安己	11番	城井 若生	12番	林 淳一
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員： なし

5、議事日程

- 第1 議第12号 議事録署名委員の指名に関する件  
第2 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
について【相続】  
第3 議第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請  
に関する件  
第4 議第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請  
に関する件  
第5 議第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の  
規定による農地利用集積計画（案）の承認  
に関する件【中間管理】  
第6 議第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律第1  
9条第3項の規定による農地利用配分計画  
（案）の承認に関する件【中間管理】

6、農業委員会事務局職員

局長 荒 牧 久  
係長 芹 口 孝 直  
係 本 田 人 史 希

事務局長 皆さん、こんにちは。  
 雨の後の晴れ間の忙しい時期にお集まりいただきまして、ありがとうございます。  
 本日は、高森町農業委員会委員 14 名のうち、全員が出席されておられます。  
 高森町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することを御報告いたします。  
 また、同規則第 4 条の規定により、会長が議長になるとされておりますので、議事の進行をお願いしたいと思います。  
 それでは、まず会長より御挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、改めまして、こんにちは。  
 それでは、協議に入りたいと思います。よろしく申し上げます。  
 それでは、議事に入ります。

事務局長 「議第 12 号」  
 高森町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定による議事録署名委員に関する件。  
 本委員会の決定に附する。  
 平成 30 年 7 月 10 日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長 (複数委員) 議事録署名者でございますけど、いかがいたしましょうか。  
 議長に一任。

議長 それでは、7 番、田上委員さん、8 番、松尾委員さんに署名をお願いしたいと思います。

事務局長 「報告第 4 号」  
 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。  
 別紙のとおり本委員会に報告する。  
 平成 30 年 7 月 10 日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長 相続関係でございますので、説明については事務局よりお願いします。

事務局長 報告第 4 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出については、今回 1 件になっております。  
 番号 1、ページのほうは 4 ページ、補足資料につきましては 2 ページ、3 ページとなっております。

議長 (複数委員) 報告第 4 号について、御質問等ございませんか。  
 議長 異議なし。  
 議長 ないようでしたら、報告第 4 号につきましては、報告のとおりとさせていただきます。

事務局長 「議第 13 号」  
 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会に報告する。

平成30年7月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長 議第13号につきましては、担当の7番委員さんより説明をお願いします。

7番委員 議第13号、農地法第3条審議資料。  
ページは6ページの1です。補足資料は、5・6ページです。  
よろしくをお願いします。

議長 議第13号につきましては、農振除外関係で一度皆さんと現地調査を行った部分の一部でございます。前回、現地調査したときに、牧草が植わっていましたが一番下の奥のほうですね。あの土地になります。今回はそこを外して耕地として扱うということで、所有権移転・売買の届出が出ていますので、その案件でございます。  
御質問等ございませんか。ありませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。ないようでしたら、第13号については御承認いただけますか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。では、議第13号、番号1については承認させていただきます。

**「議第14号」**

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。  
別紙のとおり本委員会に報告する。  
平成30年7月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長 議第14号については、転用申請でございます。  
担当の4番委員さんより説明をお願いします。

4番委員 議第14号、農地法第5条審議資料。  
番号1、資料につきましては8ページ、補足資料は8ページと9ページになっております。

議長 議第14号につきましては、先月の総会の際に報告しました無断転用の案件で委員会指導ということで、事務局のほうで指導を行いました。先月から今月の申請に間に合いまして、今回、転用申請が上がりましてし、場所的には現在、駐車場として使用されておりますけども、公共性、それから地域性と、所在地の位置関係を見ましても、これについては承認せざるを得ないかなという思いで私はおりますし、そのことで地域のため、ましてや高森の観光スポットということで、今いろいろ観光関係も増やしていますし、御理解いただいて駐車場に転用するということでございますので、そのあたりは将来的にも地域のためにもなるのかなという思いでございます。そういうところを御理解いただいて、質問等がありましたらお

願いたいと思います。

- 4 番委員 最初から順序を踏んでから、こういう具合でやればよかった。
- 10 番委員 場所的にも、また農地として利用するのは難しいのか。
- 議 長 ちょうど県道の前であるし。非常に観光客も多くて、車の出入りが多くて、事故のケースもあるので。
- 10 番委員 公共的な用途ということで、今後は安全な利用してもらおうと。
- 議 長 では、議第14号、番号1については、御承認いただけますでしょうか。
- (複数委員) 異議なし。
- 議 長 では、議第14号、番号1について承認させていただきます。
- 事務局 すみません。事務局から訂正が2カ所ございます。
- 8 ページと9 ページですが、一番上ですね、「議案第14号」となっております。正しくは「議第14号」です。8 ページ、9 ページとも、同じ間違いになっておりますので、「案」のほうを消していただきたいと思います。失礼しました。
- 議 長 それでは、議第14号、番号2について、担当の8番委員さんより説明をお願いします。
- 8 番委員 議第14号、農地法第5条審議資料。
- 番号2、ページが9 ページです。補足資料が10 ページになっております。自宅が手狭になったため、荷物を置ける倉庫を建てたいということです。
- 議 長 議第14号、番号2について、御質問等ございませんか。
- (複数委員) 異議なし。
- 議 長 ないようですので、議第14号、番号2について、御承認いただけますでしょうか。
- (複数委員) 異議なし。
- 議 長 はい。では、議第14号、番号2について、承認させていただきます。

#### 「議第15号」

- 事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件【中間管理】
- 別紙のとおり本委員会に報告する。
- 平成30年7月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。
- 議 長 議第15号につきましては、農地利用集積関係でございます。
- 事務局のほうから説明をお願いします。
- 事務局 今回の中間管理を通した契約は6件出ております。まず、番号を追って説明させていただきます。
- まず、11ページの番号1、こちらは全7筆ありますが、こちらは全て〇〇〇〇〇〇〇様へ貸し付けるものとなっております。

続きまして、番号2、12ページの内容ですが、補足資料は、すみません。先ほどの〇〇〇〇〇〇様の補足資料は13から15でした。

続いて、番号2の補足資料は16ページから18ページです。

こちらは全部で7筆ございますが、貸し付ける相手方は、一番上の河原の赤佐渡411については、5番の〇〇〇〇様に貸されます。それ以外の筆については、〇〇〇〇様に貸すこととなっております。

続きまして、番号3、こちらは補足資料は19ページから22ページです。こちらは全部で8筆ありますが、こちらも全部、〇〇〇〇様のほうに貸されることとなっております。

続きまして、番号4、14ページの内容ですが、全3筆で、補足資料については19ページから22ページです。こちら〇〇〇〇様に貸されることになっております。

続いて、番号4、全3筆ですが、こちらは補足資料は23ページから24ページです。こちら〇〇〇〇様に貸される契約となっております。

続いて、番号5、全2筆ですが、こちらは補足資料は25ページから26ページです。こちら〇〇〇〇様のほうに貸される契約となっております。

議長 議第15号につきまして、御質問等ございませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 ないようですので、議第15号、1番から5番につきまして、御承認いただけますでしょうか。

(複数委員) 異議なし。

議長 では、議第15号、番号1から番号5につきまして、承認させていただきます。

#### 「議第16号」

事務局 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用配分計画(案)の承認に関する件【中間管理】

別紙のとおり本委員会に報告する。

平成30年7月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長 議第16号につきましては、先ほど議第15号に関連します集積農地の配分の案件でございます。

内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 17ページをお開きください。

こちらは先ほども申し上げましたとおり、1番の〇〇〇〇様の農地を〇〇〇〇〇〇様に転貸するものとなっております。全7筆です。補足資料は13ページから15ページとなっております。

続いて、2番、こちらは先ほど申し上げましたが、〇〇〇〇様のほうが、補足資料は16ページから26ページまでですね。こちらの農地を転貸されます。

最後に3番、こちらは1筆、補足資料のほうは27から28ページ、こちらのほうを〇〇〇〇様が転貸されます。

議長 議第16号につきまして、質問等ございませんか。

11番委員 見る限りでは、ほとんど現在、農地として使われよるとですか。

事務局 一部というか、半分ほどはまだ実際使われてなくて、耕作放棄地化しようとしているところがございます。今後、この農地中間管理機構と契約した後に、ここを耕作の準備をされるかと思えます。

その1番の〇〇〇〇〇〇〇様の案件については、こちらは今も農地として管理されています。

議長 ほかにありませんか。

2番委員 13ページの大字〇〇字〇〇の1448というところの、この囲んであるところがちょっと違います。

事務局 はい。これは地籍前の字図の筆界になっておりますので、おっしゃられるとおり、合っていません。それで、この面積を実際合わせるために、〇〇〇〇の代表の〇〇〇〇様のほうと面積で調整すること、実面積よりも少ない面積ということで契約のほうをされています。実際は7筆で9反ほどあるんですけど、7反ぐらいの契約ということで金額のほうを出されております。

議長 ほかにありませんか。

ないようでしたら、議第16号、番号1から3について、御承認いただけますでしょうか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。では、議第16号、番号1から番号3については承認させていただきます。

では、以上をもちまして総会議事を終了いたします。

以下余白

平成30年7月10日高森町農業委員会総会の議事録  
であることを、会議顛末を誌し署名捺印する。

高森町農業委員会

議 長

署名委員

署名委員